

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年8月31日（月） 午前10時00分～午前11時29分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 ささせ順子      副委員長      なかじま和代 委 員 伊藤真規子      大島令子      岡崎つよし 加藤和男      川合保生      野村ひろし
職務のため出席した者の職氏名	市 長 吉田一平 総務部長 中西直起      総務部次長 加藤英之 行政課長 若杉雅弥 議 長 青山直道 委員外議員 山田かずひこ 事務局長 水野敬久      議事課長 福岡弘恵      議事係長 吉田菜穂子

### 1 あいさつ

議長 市長

### 2 議題

#### (1) 令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程について

##### ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、総務部次長、行政課長＞

- ・ 追加議案第68号（議案の概要のとおり）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長退席＞

##### イ 一般質問について

＜説明：事務局＞

- ・ 発言通告 個人質問 17人

- ・ 9月15日（火）6人、9月16日（水）6人、9月17日（木）5人

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

（委員） 発言通告書の質問項目1「長久手の市の農業について」は、「長久手市の農業について」と訂正したい。

（委員長） 「長久手市の農業について」と訂正することでよいか。

<異議なし>

(委員) 発言通告書の質問項目2「公園西駅周辺土地区画整理事業について」の「公園西駅」は「公園西駅等」ではないか。

(事務局) 確認する。

(事務局) 担当課に確認したところ「公園西駅周辺土地区画整理事業について」は「公園西駅」でよいことを確認した。

ウ 決算審査意見書質疑通告について

<説明：事務局>

- ・ 発言通告 2人

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

エ 請願について

<説明：事務局>

- ・ 請願第1号 請願文書表及び請願書のとおり
- ・ 委員会付託 教育福祉委員会

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

オ 議事日程について

<説明：事務局> (議事日程第1号～第6号のとおり)

(委員長) 議事日程について、説明のとおりでよいか。

<異議なし>

カ その他

<説明：事務局>

- ・ 追加議案第68号は教育福祉委員会に付託

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 令和2年第4回定例会の日程について (会期日程案のとおり)

<説明：事務局>

- ・ 11月26日(木)から12月18日(金)までの23日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(3) 議会基本条例の検討課題について

ア 災害対策行動マニュアルについて

(委員長) 前回、指摘があった誤字脱字、文言を統一した。何か意見があれば伺いたい。

(委員) 資料は前日までにもらいたい。

(委員長) 内容を確認してもらい、次回の議会運営委員会で調整し、最終決定とすることでよいか。

<異議なし>

イ 政務活動費の運用指針について

(委員長) 会派から新たな意見があれば伺いたい。

(無会派)

- ・政務活動費を充てることができる経費を議員（会派）に充てられるようにするという意見があったが議員のままでよい。
- ・政務活動費を充てることができる経費の資料購入費の具体的事例のビデオは時代に合わせ削除する。また、Web新聞も経費の対象にしてはどうか。ただし、領収証については確認が必要である。
- ・政務活動費を充てることができる経費の資料作成費申し合わせ事項のインク代、トナー代の上限額を年間で1万5,000円に見直す。

(芯政クラブ)

- ・政務活動費を充てる経費は議員に交付のままでよい。会派は必要ない。
- ・政務活動費を充てることができる経費の資料作成費申し合わせ事項のインク代、トナー代の上限額は上げてよいのではないか。

(改革ながくて)

- ・政務活動費は、議員としての資質向上のために知識を得るため、研修費、資料費に充てるべきと考えるため、研修会に行った先で続けて調査もできるように見直す。
- ・Web新聞の追加や新聞は2紙購入しないと対象とならないことについては見直ししてもよいと思う。
- ・政務活動費を充てる経費の交付は会派としなくてよい。

(長久手グローバルネット)

- ・資料を配付したが、他市町議会が多いが対外的に示すため、最初に政務活動費の根拠法令等の記載を加えてはどうか。
- ・地方自治法第100条第14項に「その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」とあるため、個人に交付される政務活動費を会派の活動に使ってもよいのではないか。
- ・個人に交付されている政務活動費を使い、会派の議員で研修等へ行った場合にガソリン代、駐車場代など割り切れないことがあるため、議員個人に交付であっても会派で使えるようにしてはどうか。

- ・会派が発行する新聞に要する経費にも充てられるようにしてはどうか。
- ・調査研究費と研修費を組み合わせることができるよう見直す。

(委員長) 会派に対する交付を可能とするかについて意見はあるか。

(委員) 政務調査費の交付が始まる時に、会派に属さない議員がいたため、あくまで個人に交付するというにした経緯がある。公費を個人広報に使うのは政治活動ではないかという意見も当時はあった。会派が分かれた場合に政務活動費をどうするかということもあるため、会派に交付する必要はない。

(議長) 個人に交付される政務活動費を会派でも使えるようにするのか、個人とは別に会派にも交付するのかで変わってくる。

(長久手グローバルネット)

個人に交付される政務活動費を会派の活動にも使えるようにしてほしい。これまで、会派の新聞に活動費は充てられなかったが、取扱いは変わっていないか。

<休憩：午前 11 時 00 分>

<再開：午前 11 時 10 分>

(委員長) 会派新聞に、政務活動費を使えるようにできないかということについて政務活動費の取扱いはどのようなか。

(事務局) 政務活動費の取扱いは今までどおりで変わっていない。

(委員長) 個人の活動に対しての政務活動費であるが、会派の活動でも使えるよう幅を持たせた使い方ができないかということであったがどうか。

(委員) 一度、運用方針の見直しをする必要がある。

(委員長) 議会運営委員会で運用方針の見直しを検討していくことでよいか。

<異議なし>

(委員長) 見直し案の準備を整えて意見をもらえるようにする。

検討課題である災害対策行動マニュアルの見直しと政務活動費の運用指針の見直しは引き続き進める。その他の検討課題として、次回、議会基本条例第 15 条議会事務局の体制整備について会派の意見を伺いたい。見直しの課題は、事務局体制の強化として 5、6 人必要ではないか、事務局職員の在職年数を長くし、事務局経験者は市長部局で一定の経験を積んだ後事務局に戻るような人事政策を検討してはどうか、委員会の会議録作成を委託することで、事務局の負担を軽減してはどうかの 3 点である。事務局の人数については現在 5 人、委員会の会議録作成の委託については、会議録作成支援システムが導入されているという状況である。

#### (4) 議会報告会について

(委員長) 昨年度同様の議会報告会を開催するとなると、1月から2月上旬となるが今年度の開催はどうするか。

(無会派) 今年度は無理ではないか。中止という意見があった。

(芯政クラブ、改革ながくて、長久手グローバルネット)

今年度は中止とする。

(委員長) 今年度は、中止とする方向でよいか。

<異議なし>

(委員長) 別の方法での開催も含めて中止とすることでよいか。

<異議なし>

### 3 その他

(議長) T e a m s 試用版の実施について諮ってもらいたい。

(委員長) 実施することでよいか。

(委員) どのような目的で実施するのか。

(議長) W e b 会議、ファイルの共用、チャットなどであるが、まず6か月のトライアルを初めてみて、本格導入となれば、スケジュール管理等を順番に行い、議員の情報共有を図っていきたい。

(委員) 議員の情報機器がそれぞれ異なるのではないか。

(議長) まずは、手持ちの情報機器でやってみて、将来的にタブレットの導入につながればよいと考えている。

(委員) 全議員が庁舎内のW i - F i 設定をした方がよい。

(委員) 議員もオンライン環境調査をした方がよいのではないか。

(議長) 現状、皆メールを受信できる環境であるため、まずはT e a m s 試用版の実施について諮ってほしい。実態調査は今後考えていく。

(委員長) 実施することでよいか。

<異議なし>

(委員長) 次回の宿題についてはまとめてお知らせする。

(委員長) 今回は令和2年9月28日(月)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。